

令和2年度 道路除雪基本計画書

福井県 坂井市

道路除雪基本計画

1 目的

本計画は、冬期積雪等における主要道路及び生活路線の交通を確保し、雪に強い道路づくりを進めるため、有効適切な除雪作業を実施するに必要な事項を定めることを目的とする。

2 除雪方針

道路除雪は、主に市が保有する除雪機械および民間委託除雪により実施し、消雪パイプ等の消融雪施設を使用し冬期道路交通の確保に努め、通勤通学路及び産業経済活動等重要な路線または、緊急輸送路（病院・消防施設等）を優先して行い、順を追って市民生活に直接結びつく路線等の除雪を行う。

また、除雪を効率的かつ的確に実施するため、関係機関と連携して行う。

3 除雪機構（表-1）

（1）坂井市本庁舎に除雪対策本部を設け、その構成は下記のとおりとする。

除雪対策本部長	副市長
除雪対策実施部長	建設部長
除雪対策実施副部長	建設部次長、建設課長、高速交通対策室長、 都市計画課長

除雪対策本部長（以下本部長という。）は、実施部長を指揮するとともに、実施部相互間の連絡調整を行う。

実施部長は本部長及び実施副部長と緊密な連絡のうえ、本計画に基づき、有効適切な除雪作業を実施する。

実施副部長は、実施部長と連絡調整等を行い、実施計画書に基づき有効適切な除雪作業を実施する。

（2）豪雪災害時には、坂井市災害対策本部の指示により警戒体制へ移行する。

4 除雪対策本部設置期間

令和2年12月1日～令和3年3月15日まで

5 除雪出動基準

除雪作業における体制及び出動基準は下表による。

体制	降雪の状況	作業内容
準備体制	・気象情報等により降雪が10cm以上予想される場合	・除雪機械の始動点検 ・除雪要員の待機
平常体制	・積雪量が10cmを超え、今後更に降雪が予想される場合	・重要除雪路線で、貸与・民間委託業者による除雪 ・幹線除雪路線の準備(民間委託)
	・積雪量が15cmを超え、今後更に降雪が予想される場合	・幹線除雪路線の除雪 ・一般除雪路線・その他の除雪
警戒体制	・積雪量が60cmを超え、今後更に積雪量が毎時7cmを超え、3時間以上降り続けているとき又は一昼夜の降雪量が50cmを超えると予想される場合	・除雪要員の増強 ・民間委託による除雪の強化 ・排雪作業の準備及び開始 ・災害対策本部の設置準備
緊急体制	・積雪量が100cm以上に達した場合 ・更に今後降雪が予想される場合(異常降雪状態)	・災害対策本部の設置 ・情報連絡の強化 ・排雪作業の強化 ・緊急路線の交通確保

6 除雪実施路線

除雪を実施する主要道路は、除雪実施計画書で定める。

7 除雪区分

路線の性格を勘案して除雪実施路線を下表のように区分する。

路線区分	区分内容	出動基準
重要除雪路線	国・県管理道路とネットワーク化を図り、早期除雪を目標とする道路	積雪深が10cm以上ある場合
幹線除雪路線	国・県道とアクセスする幹線道路およびバス路線などの生活幹線道路	積雪深が15cm以上ある場合
一般除雪路線	幹線路線以外の市道	

8 除雪準備

実施部長は、次の各項に留意し、いつでも除雪作業を実施できるよう体制を整えておく。

(1) 実施部の組織化

実施部長の指揮の下、円滑に除雪作業に移行出来るよう部内の組織化を図る。

(2) 除雪実施計画書の作成

本計画に基づき実施部においては、職員の業務分担、配車計画（貸与除雪及び民間借上除雪）、情報連絡体制その他必要事項を定めた除雪実施計画書を作成する。

(3) 除雪路線の整備

道路状況の確認困難による事故の防止及び除雪作業の円滑化を図るため、危険箇所等の補修及び舗装段差の解消、構造物標示版、スノーポール等の設置を行う。

(4) 除雪機械の整備

除雪機械の車体、機械及び附属品等の点検整備を行う。

(5) 職員、委託関係者の啓蒙

実施部長は、関係職員及び委託契約関係者に除雪に必要な事項を周知させるとともに、特にオペレーター（雇用オペレーターを含む）については法規機械操作、作業手順等について講習を行うなど技能向上に必要な措置を講ずる。

9 除雪作業

除雪作業は、道路除雪工、歩道除雪工、運搬排雪工、消雪工および路面凍結防止工に分類し実施する。

(1) 道路除雪工

道路上の積雪を除雪機械により路側に排雪する作業で次の3種類に分類する。

ア 新雪除雪

高速除雪車により、降雪後出来るだけ早い時期に行い、新雪を遠くに飛散させ、今後の除雪作業を有利にすること。

イ 路面整正

圧雪は日中の気温の上昇を見計らい整正・除去し、交通安全の確保及び交通渋滞の防止を図ること。

ウ 拡幅除雪

路肩に堆積した雪堤（雪崩を含む）を除去する作業で、幅員の確保と今後の除雪を有利にすること。

（２）歩道除雪工

歩道上の積雪を小型除雪機械等により排除する作業で、県及び関係機関の協力のもと除雪を行う。

（３）運搬排雪工

路肩に排除された雪を運搬排雪する作業で、市街地、幅員狭小な道路、交差点、橋梁、トンネルの出入口等にて排雪作業を行う場合には、沿道形態、交通量、気象状況、雪捨場、住民の協力体制、その他の条件を調査のうえ、特に次の項目に留意し、効率的な排雪作業を行う。

ア 排雪時期の選択

イ 積込運搬機械の機種および台数の決定

ウ 雪捨場の整備

エ 屋根雪下ろし時期の協議と後始末の徹底

オ 所轄警察署への交通整理の依頼

カ 沿道住民、一般通行者（車）への周知と協力要請

（４）消雪工

散水施設（消雪パイプ路線）によって散水し雪を融かす方法で、稼動にあたり次の各項に留意すること。

ア 降雪期前に十分な整備・点検を実施しておく。

イ 降雪状況、気温等を充分考慮のうえ稼動させる。

（５）路面凍結防止工

降雪の有無にかかわらず、低温にて路面凍結が予想される時には、凍結防止剤散布車等により凍結防止剤等を散布し、交通の安全確保を図る。

10 除雪形態

除雪は、主に機械貸与除雪（市保有除雪機械を業者に貸与して行う除雪）、並びに民間委託除雪に区分して行う。

（１）機械貸与除雪は、実施計画書に掲げる幹線路線の除雪を主に実施する。

（２）民間委託除雪は、実施部長が必要と認めるときは民間機械を調達して実施する。

11 緊急体制時確保路線

緊急体制時においては、路線の重要性、追加動員可能な除雪機械台数を考慮し、原則として幹線路線を緊急確保路線として優先的に除排雪する。

12 春期除雪路線

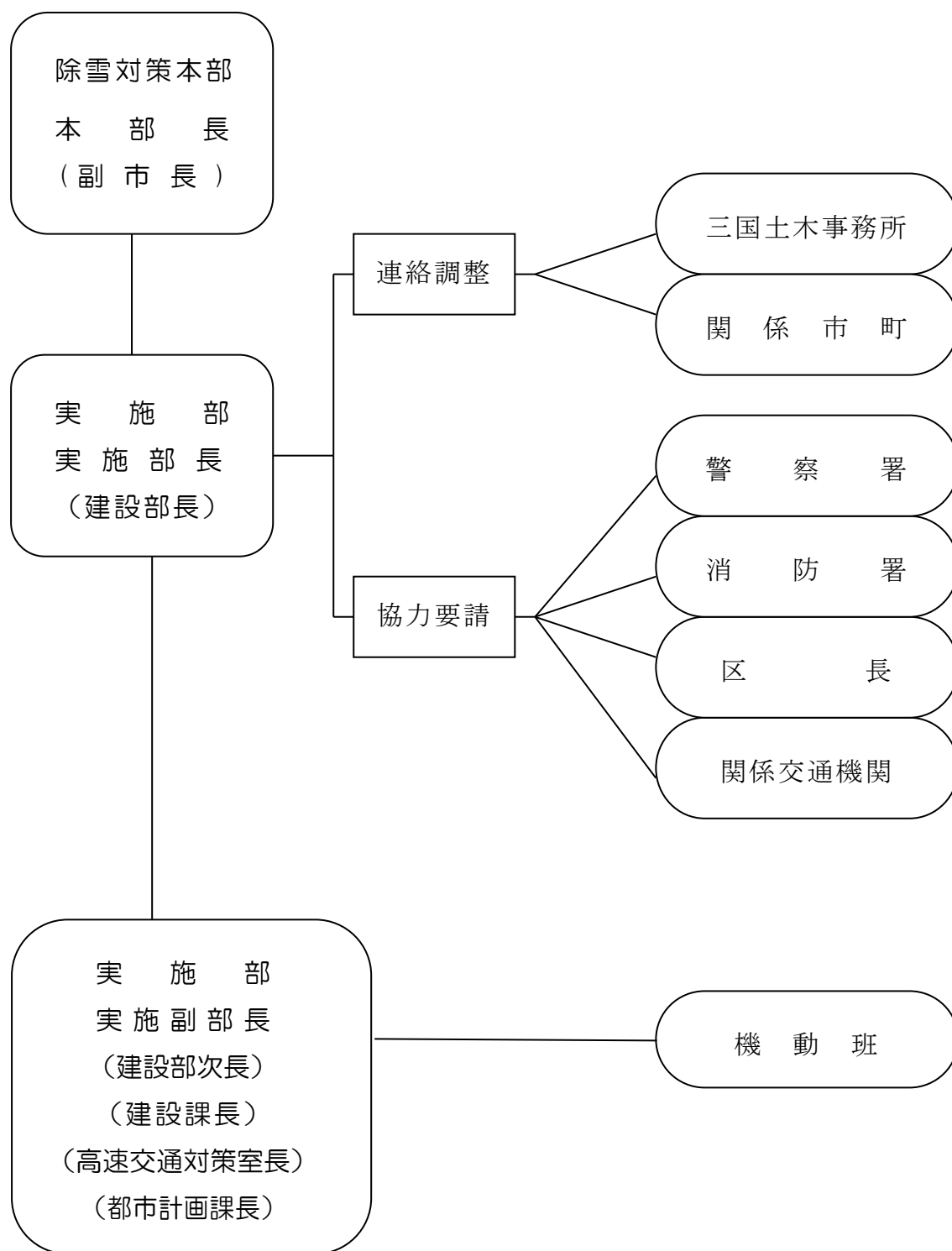
山間部で積雪が多く冬期間の利用度が著しく低い路線や道路交通が著しく危険な路線については、冬期間通行を閉鎖し、春期除雪後の解除を行う。

13 その他

本部長は、除雪作業を合理的かつ円滑に遂行するため、他の機関と協力体制を確立する。

表-1

除雪対策本部組織表



* 「災害対策本部」が設置された場合は、「除雪対策本部」は廃止し、「災害対策本部」の体制で対応する。